

広島県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十七年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

布賀油木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町上豊松字中筋稲荷山セヒ谷一 二四九番一地从先から 神石郡神石高原町上豊松字中筋稲荷稲脇一二 四五番一地从先まで	〇	〇	一二・〇〇 〓三五・〇	一七四・一〇	幅員減少 不用物件 延長一九七・ 〇〇メートル
			一九・〇〇 〓六一・八	一七四・一〇	